

まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

- ◇ 評価結果の通知：2022年9月6日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）の2016～20年の経済成長率は年平均6.0%を記録し、今後も更なる経済成長が見込まれている。経済成長に伴って、都市化や工業化が加速し、水需要量が更に増加することが予想されている。増加する水需要に対応するため、ベトナム政府は都市・工業地域水道開発指針「Orientation on Water Supply Development of Urban areas and Industrial Zones in Vietnam up to 2025, Vision2050」（以下、「Vision2050」）にて2050年には全ての都市・工業地域の水需要を満たすことをビジョンとして掲げ

て水道施設の整備を進めている。2020 年時点の都市部の水道普及率は 91%（暫定値。出所：Statistical Yearbook of Viet Nam 2020、General Statistics Office of Vietnam）と 2016 年の 84%から年々上昇しており、水道施設の整備を着実に進めている。また、Vision2050 では水量増加だけでなく水質改善も目標に掲げ、安全で持続的な水供給の実現に尽力している。

水使用量の増加に伴って下水排出量が急増しているが、下水管網や下水処理場といった下水道インフラが十分に整っておらず大量の下水や工場排水が未処理あるいは簡易処理のみで河川に放流されている。具体的には、都市下水の 87%、工業排水の約 30%、農業排水の全量、家畜廃棄物の約 95%が未処理のまま河川に放流されており（ベトナム建設省報告書 2019、天然資源・環境省報告書 2016）、多様な有機汚染物質（除草剤、洗剤、医薬品等）や重金属が高濃度のまま放出されている。これらの汚染物質は、ベトナムで導入されている濁質の除去を主目的とした一般的な浄水処理（凝集・沈殿・砂ろ過）では除去できないため、安全な水供給を実現するための大きな課題となっている。これらの汚染物質を除去するためには、オゾンや生物活性炭を活用した高度浄水処理が必要となるが、これらの従来型の処理方法は初期費用と運転費用が高額であるため、ベトナムをはじめとする開発途上国には普及していない。このような状況であるものの、ベトナム国内には高度浄水処理に精通した研究機関がなく課題に対応できないことから、安価な高度浄水処理技術開発に係る地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業として「ベトナム国水汚染耐性のある水供給システムの構築」（以下、「プロジェクト」）が要請された。

かかる経緯を踏まえ、本詳細計画策定調査では、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの内容、実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題に対する科学技術協力事業の主旨・目的・制度及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022年9月中旬～2022年10月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。関連情報の収集にあたっては、10.特記事項(2)参考資料や JICA 民間連携事業ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html) からアクセス可能な関連調査・事業の報告書等(案件事例検索で、ベトナムを選択し、分野を「水の浄化・水処理」として検索)を活用する。
- ② 調査計画・方針案を検討する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート(案)の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICA による調査対処方針(案)の作成に協力する。なお、リスク管理チェックシート(案)のフォーマットは JICA から提供する。
- ③ 調査期間で収集すべき情報を検討する(以下の(2)③に記載の項目を参照すること)。
- ④ ベトナム側関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、別途派遣される他分野の調査団員(水道・社会実装分野)と内容が重複しないよう適宜調整し、他分野の調査団員(水道・社会実装分野)が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問項目(案)は、事前に JICA ベトナム事務所を通じて先方へ配付する。
- ⑤ 評価6項目の観点から、プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) (いずれも和文・英文)、事業事前評価表(案)(和文)を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ⑥ JICA による対処方針(案)の作成に協力する。
- ⑦ 勉強会、対処方針会議等に参加する。
- ⑧ 勉強会、対処方針会議等に関して、議事録を作成する。

(2) 現地業務期間 (2022年10月上旬～2022年10月下旬)

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性

オ) 成果指標に関する各種データの所在

カ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報

キ) 社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題

- ④ 必要に応じ、ベトナム側関係機関に技術協力プロジェクトの進め方（Project Design Matrixにより管理、評価方式等）を説明する。
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（Record of Discussions、以下「R/D」という））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（Minutes of Meetings、以下「M/M」という）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年11月上旬～2022年12月上旬）

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員（水道・社会実装）とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書（和文）

2022年12月2日（金）までに提出。

次の①～③を添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ハノイ（直行便）を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2022年10月9日～10月29日を予定しています。
JICA の調査団員は本業務従事者から2週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。
現時点で日本、ベトナム出入国時には隔離期間はありません。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 総括（JICA）
イ) 協力企画（JICA）
ウ) 研究代表（長崎大学）
エ) 水道・社会実装（JICA が別途契約するコンサルタント）
オ) 評価分析（本コンサルタント）
※上記の団員に加えて、科学技術振興機構（JST）、本事業参画予定の研究者複数名が同行予定です。
 - ③ 便宜供与内容
JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄ベトナム語もしくは日本語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、代表アドレス (gegwt@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
 - ・ 要請書
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 等のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 2021 年度 SATREPS 新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/press/2022/20220519_41.html
 - ・ 研究課題の概要
https://www.jst.go.jp/global/kadai/r0401_vietnam.html
 - ・ ベトナム国 地方上下水道セクター情報収集・確認調査報告書(要約版)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027937.html>
 - ・ ベトナム国 上向流式生物接触ろ過を活用した浄水処理の普及・実証事業業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039584.html>
 - ・ ベトナム国 ハノイ市都市環境管理事業計画に係る情報収集・確認調査(都市環境管理)業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000044678.html>
 - ・ ベトナム国 水道分野における民間資金活用に係る情報収集・確認調査最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046829.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対

策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上